

# 青森県報

第二千七百三十号

平成十九年  
一月十七日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (団体経営課) …… 一

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (健康福祉課) …… 二

生活保護法による医療機関の指定 (同) …… 二

障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) …… 二

保安林の指定解除予定 (林政課) …… 二

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出 (出納課) …… 三

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告 (県民生活課) …… 三

右 同 (同) …… 三

右 同 (同) …… 三

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する (同) …… 四

同法第十条第二項の規定による公告 (同) …… 四

開発行為に関する工事の完了 (建築住宅課) …… 四

建設業者の許可の取消し (三八地域) …… 四

右 同 (五所川原) …… 五

右 同 (県土整備) …… 五

選挙管理委員会

## 規 則

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………	(事務局) …… 五
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同) …… 五
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………	(同) …… 六
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………	(同) …… 七
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………	(同) …… 七

### 公安委員会

役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………	(交通指導課) …… 七
-----------------------------	--------------

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第一号

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年三月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「年 ○・四パーセント」を「年 ○・五五パーセント」に改める。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則第二条の規定は、平成十八年十二月二十日以後において貸付けのなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
菅原眼科内科クリニック 梅村歯科クリニック	弘前市大字文京町一六の一九 弘前市大字石渡二丁目一の六	平成一八・六・三〇 一八・七・三

青森県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
梅村歯科クリニック みんゆう調剤薬局アルカ ディア店	弘前市大字石渡二丁目一の三 弘前市大字扇町二丁目一の六	平成一八・六・一 一八・三・一

青森県告示第二十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	所在地	指定期限
社会福祉法人 板柳町社会福祉協議会	北津軽郡板柳町大字福野田七字実田一の七	居宅介護	社会福祉法人 板柳町社会福祉協議会	北津軽郡板柳町大字福野田七字実田一の七	平成一八・六・一
株式会社 イル・ライフ	南津軽郡藤崎町大字藤崎二の二 西村井三二の	居宅介護	居宅介護センター イル・ライフ	南津軽郡藤崎町大字藤崎二の二 西村井三二の	"

青森県告示第三十号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
つがる市木造越水屏風山二の三二六
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由  
ダム用地とするため

青森県告示第三十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十八年十二月二十五日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十九年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称  
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一五二の一四  
有限会社神書店

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十八年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人広域連携津軽・ほっとステイネットワーク

三 代表者の氏名

佐藤 正彦

四 主たる事務所の所在地

平川市館山板橋一八

五 定款に記載された目的

この法人は、農業と農村をフィールドとしたグリーン・ツーリズムに関する事業の定着拡充を図ることにより、「津軽グリーン・ツーリズム」全国ブランドを確立し、農業・農村の活性化ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十八年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Max Missago

三 代表者の氏名

松谷 比呂志

四 主たる事務所の所在地

下北郡佐井村大字佐井字大佐井一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、佐井村及び近隣市町村に対して、環境の保全に関する事業、公園・道路・河川等の整備に関する事業を行い、地域の創造及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十八年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フォルテ

三 代表者の氏名

對馬 信一

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字和徳町三三八の二五

五 定款に記載された目的

この法人は弘前市及びその周辺地域に在住する知的障害者に対し、地域生活支援に関する事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉サービスを提供することによって、誰もが平等に住みよい社会を目指すことを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十八年十二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人平成謝恩会

三 代表者の氏名

大西 一男

四 主たる事務所の所在地

三戸郡五戸町字正場沢長根二〇の一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者等が生産活動、創造的な活動、地域に必要なボランティア活動等に喜びをもって参加でき、より充実した健康で文化的な生活を送ることができ

るよう、計画的に場を設定して支援し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
むつ市旭町一六八の二、一六八の七一、一六八の七三及び一六八の九五から一六八の一〇〇、山田町二三の一及び二三の四〇から二三の五四まで	むつ市大平町一八の三 立花 功

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社西館板金

二 代表者の氏名 西館 進

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字沖田面字久保一五二の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第三〇〇〇五二号

五 取消年月日 平成十八年十二月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

タイトル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社須藤工業
- 二 氏名 須藤 清光
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字床夏二二七の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一五四九一号
- 五 取消年月日 平成十八年十二月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十八年十一月三十日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年一月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
戸来伝後援会	平館元秀	日野口敏章	十和田市大字相坂字小林二の三	平成 一六・三・四
小田桐慶一後援会	小田桐慶二	小田桐栄子	弘前市大字外瀬一丁目三の四	一六・三・五
北山明後援会	太田孝一	小笠原剛	上北郡東北町字塔ノ沢山八六の一	一六・三・五
たばた文明後援会	神田洋一	島守武雄	八戸市城下四丁目一の三〇	一六・三・七
下村雅之後援会	上平好弘	安代真也	八戸市北白山台四丁目一四の四の三四	一六・三・八
高橋修一後援会	高橋弘一	高橋昭子	青森市港町二丁目一〇の三一	一六・三・八
加藤とし子城西地区励ます会	三浦義光	羽賀桂一	弘前市大字城西一丁目六の三	一六・三・二
斉藤ちかし後援会	斉藤ちかし	斉藤幸子	弘前市大字一町田字早稲田七七〇の二	一六・三・三
工藤武則後援会	工藤誠一郎	中村浩治	五所川原市字一ツ谷五四七の一	一六・三・四
嶋中俊彦を励ます会	野呂光広	嶋中俊英	東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町二五の一三	一六・三・九
村上たかあき後援会	工藤為逸	村上清次	黒石市大字浅瀬石字村上二一四の二	一六・三・九
栗形昭一後援会	小松義正	熊谷栄作	弘前市大字田園三丁目四の三	一六・三・〇
三上みつる後援会	赤石繁三	三上信正	東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川二一〇	一六・三・〇
古館傳之助後援会	元沢正治	中村修介	八戸市南郷区大字市野沢字黒坂七	一六・三・五

青森県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定によ

り告示する。

平成十九年一月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党上北支部	主たる事務所の所在地	上北郡東北町大字上野字上野八五の一	上北郡東北町大字上野字久保八〇の一	平成 一八・三・八
代表者	野田 誠一	和田 勝雄		

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
戸来伝後援会	代表者	平館 元秀	和田 雄五郎	平成 一八・三・四
政寿会	会計責任者	江本 淳一	下村 雅之	一八・三・八
中村寿文後援会	会計責任者	江本 淳一	下村 雅之	一八・三・八
越善靖夫後援会	代表者	相内 留八	南谷 宏一	一八・三・八
山口昭彦後援会	代表者	野呂 勝男	山口 一廣	一八・三・三
夏堀浩一後援会	代表者	西館 鴻一	田中 正直	一八・三・五

青森県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、

次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年一月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党市浦支部	平成一八・三・一	平成一八・三・〇

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
青森昇龍会	平成一八・二・三〇	平成一八・三・一
はりま博子後援会	一八・二・三	一八・三・一
戸来伝後援会	一八・二・三〇	一八・三・四
政治結社大日本誠心社	一八・三・二	一八・三・二
坪清美後援会	一八・二・二五	一八・三・二
村上たかあき後援会	一八・三・一七	一八・三・九
三上みつるを励ます会	一八・三・一八	一八・三・〇
富士信幸後援会	一八・二・三〇	一八・三・三
須藤ひろし後援会	一八・三・一	一八・三・三
ひふみゆうこ後援会	一八・二・三〇	一八・三・七

青森県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十九年一月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	代表者 氏 名	主たる事務所の所在地	届出 年月日
小田桐 慶二 (弘前市議会 議員)	小田桐慶二後援 会	小田桐 慶二	弘前市大字外瀬一丁目 三の四	平成 一八・三・ 五

青森県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年一月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
藤川 友信 (県議会議員)	藤川友信後 援会	公職の種 類	県議会議員	八戸市議会議 員	平成 一八・三・ 四

公 安 委 員 会

青森県警察本部長告示第二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定に基づき、県が平成十九年三月一日から平成二十年九月三十日までの間において、役務の提供を受ける契約（放置車両の確認及び標章の取付けに係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、同令第六十七條の五第二項及び第六十七條の十一第三項において準用する第六十七條の五第二項の規定により公示する。

平成十九年一月十七日

青森県警察本部長 坂 明

一 競争入札参加資格

1 競争入札参加資格の審査の対象となる者は、道路交通法第五十一条の八第一項に規定する、青森県公安委員会の登録を受けた法人で、県と役務契約を締結することを希望する者であつて、次のいずれにも該当しない者とする。

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者を除く。）

(二) 営業に関し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(三) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号（同施行令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）にお

ける自己資本金（資本金、積立金（準備金）及び繰越利益（欠損）金の合計額とする。）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第五項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO 9001・9002・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われる恐れがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、その者の駐車監視員資格者の雇用の状況等を勘案して、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成十九年一月十七日から同月三十一日までとする。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（第一号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、交通部交通指導課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（第二号様式）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの）

貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）

法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税）

(五) 許認可証等の写し

法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO 認証取得登録証の写し

(八) その他警察本部長が必要と認めた書類

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(八)の添付書類について外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規定（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成二十年九月三十日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があつたとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（第三号様式）を提出しなければならない。

ただし、1から3に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写しを添付するものとする。

1 商号又は名称

2 本社又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 代表者又は年間委任状の受任者の氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成二十年六月に予定している同年十月一日以降の期間についての競争入札参加資格、資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき、更新手続を行わなければならない。



第1号様式

年 月 日

青森県警察 本部長 殿

申請者 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
印

### 競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（放置車両の確認及び標章の取付けに係るものに限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。  
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 希望する業務  
役務の提供
- 2 希望する業種  
放置車両の確認及び標章の取付け

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第2号様式

### 経営規模等総括表

区分 新規・継続  
区分 役務の提供 番号

審査備考付

(単位:千円)

フリガナ 商号又は名称	.....		代表者名		
所在地	.....		電話番号		
住所	.....		FAX番号		
主たる所 等住所	.....		電話番号		
希望する 業務	役務の提供		FAX番号		
希望する 業種	放置車両の確認及び標章の取付け				
平均生産 販売額	直前第2年度決算 ①	直前第1年度決算 ②	年間平均実績高 (①+②)/2		役務
区分	直前決算時	剰余(欠損)金処分	決算後増減		計
自己資本 総額	資本金(元入金)				
	積立金(準備金)				
	次期繰越利益 (欠損)金 計				
職員数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人		計 人
営 業 年 数	創業日 年 月 日	現組織変更日 年 月 日	営業中断期間 年 月 ~ 年 月		通算年数 年
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務 法定雇用率達成 有 無		障害者雇用状況報告義務 雇用障害者数		無 人
ISO 認証取得	有 無		( ISO9001又は9002、ISO14001 )		無

注) 太枠の欄は記入しないでください

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

2	〒.....	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
3	〒.....	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
4	〒.....	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
5	〒.....	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
6	〒.....	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
7	〒.....	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
8	〒.....	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
9	〒.....	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
10	〒.....	電 話 番 号	
		F A X 番 号	

第3号様式

年 月 日

青森県警察本部長 殿

申請者 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので  
次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ~ 年 月 日

廃止年月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(発行所・発行人) 青森県報社 青森県青森市一丁目一番一十号	(印刷所・販売人) 青森県第一印刷所 青森県青森市一丁目一番七十七号	東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行		
定価小口一枚二百十五円一銭		